

平成 24 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 静 岡 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 中 西 勝 則
(コード番号 8355 東証第1部)
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 八 木 稔
(TEL. 054-261-3131)

簡易株式交換による連結子会社の完全子会社化に関するお知らせ

株式会社静岡銀行（以下「当行」又は「静岡銀行」といいます。）は、平成 24 年 6 月 29 日を効力発生日として、当行連結子会社である静銀経営コンサルティング株式会社（以下「静銀経営コンサルティング」といいます。）を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを、関係当局への届出と静銀経営コンサルティングの株主総会の承認を前提に、本日開催の取締役会にて決議し、静銀経営コンサルティングとの間に株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しましたので、お知らせいたします。

なお、本株式交換は、当行の連結子会社を完全子会社化する簡易株式交換であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

1. 株式交換の目的

静銀経営コンサルティングは、当行とともに企業経営に関する幅広いコンサルティングニーズにお応えし、質の高い解決策の提供に努めてまいりました。

企業の経営環境が厳しさを増すなか、高度化・多様化するお客さまのニーズに対応するため、静岡銀行とのシナジー効果を拡大し、グループ経営をより迅速・効果的に行う目的で、静銀経営コンサルティングを当行の完全子会社化することを決定いたしました。

静銀経営コンサルティングの完全子会社化により、「お客さまとともに地域の未来を切り拓く総合金融グループ」として最適な金融サービスを提供し、お客さま並びに株主の皆さまのご期待に答えてまいります。

2. 株式交換の要旨

(1)株式交換の日程

本株式交換に係る取締役会決議日(両社)	平成 24 年 4 月 27 日
本株式交換契約締結日(両社)	平成 24 年 4 月 27 日
本株式交換承認株主総会開催日(静銀経営コンサルティング)	平成 24 年 5 月 15 日（予定）
本株式交換予定日(効力発生日)	平成 24 年 6 月 29 日（予定）

（注 1）当行は、会社法第 796 条第 3 項に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う予定です。

（注 2）本株式交換の効力発生日や本株式交換の日程は、両社の合意により変更されることがあります。

(2)株式交換の方式

当行を完全親会社、静銀経営コンサルティングを完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、当行においては会社法 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより本株式交換契約について株主総会による承認を受けずに、また、静銀経営コンサルティングにおいては平成 24 年 5 月 15 日開催予定の臨時株主総会の決議による承認を受けたうえで平成 24 年 6 月 29 日を効力発生日として行う予定です。

(3)株式交換に係る割当ての内容

	静岡銀行 (株式交換完全親会社)	静岡経営コンサルティング (株式交換完全子会社)
株式交換に係る 株式割当ての内容	1	176

(注 1) 株式の割当比率

静岡経営コンサルティングの普通株式 1 株に対して、静岡銀行の普通株式 176 株を割当て交付いたします。ただし、当行が保有する静岡経営コンサルティングの普通株式 12,950 株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、本株式交換に係る割当ての内容は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更する可能性があります。

(注 2) 株式交換により交付する株式数等

静岡銀行は、本株式交換により、普通株式 2,648,800 株（予定）を割当て交付いたしますが、交付する株式は静岡銀行が所有する自己株式（平成 24 年 3 月 31 日現在 29,299,449 株）を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

(注 3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、静岡銀行の単元未満株式（1,000 株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。単元未満株式を株式会社東京証券取引所において売却することはできませんが、静岡銀行の単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまにおいては、静岡銀行の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

①単元未満株式の買取制度（1,000 株未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、静岡銀行の単元未満株式を保有する株主の皆さまが、静岡銀行に対してその保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

②単元未満株式の買増制度（1,000 株への買増）

会社法第 194 条第 1 項及び静岡銀行の定款の定めに基づき、静岡銀行の単元未満株式を保有する株主の皆さまが、静岡銀行に対してその保有する単元未満株式とあわせて 1 単元となる数の単元未満株式の買増しを請求することができる制度です。

(注 4) 1 株に満たない端数の処理

該当事項はありません。

(4)株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

静岡経営コンサルティングは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

3. 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1)算定の基礎

本株式交換における株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、各社がそれぞれ別個に、静岡銀行及び静岡経営コンサルティングから独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、静岡銀行は株式会社 KPMG FAS（以下「KPMG」といいます。）を、静岡経営コンサルティングは仰星監査法人（以下「仰星監査法人」といいます。）を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定しました。

なお、静岡銀行及び静岡経営コンサルティングはそれぞれの第三者算定機関より本株式交換における株式交換比率の公正性について意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

KPMG は、静岡銀行については株式が東京証券取引所に上場していることから市場

株価方式により、静銀経営コンサルティングについてはディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下「DCF 方式」といいます）により、株式交換比率算定の基礎となる一株当たり株主価値の指標値の分析を行い、その結果を総合的に勘案して株式交換比率の算定を行いました。株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。下記の株式交換比率の算定レンジは、静銀経営コンサルティングの普通株式 1 株に割り当てられる静岡銀行の普通株式数のレンジを記載したものです。

なお、市場株価方式については、平成 24 年 4 月 25 日（以下「基準日」といいます。）を基準として、基準日時点終値、基準日より 1 週間単位で遡った 1 週間から 4 週間まで、及び基準日より 1 ヶ月間単位で遡った 1 ヶ月間から 3 ヶ月間の終値単純平均価格に基づき分析いたしました。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
DCF 方式	137～202

KPMG は、株式交換比率の算定に際して、静岡銀行及び静銀経営コンサルティングから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性、完全性及び妥当性の検証を行っておりません。また、静岡銀行、静銀経営コンサルティング及びそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。KPMG の株式交換比率算定は、平成 24 年 4 月 25 日現在までの情報を反映したものであり、また、静銀経営コンサルティングの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、静岡銀行及び静銀経営コンサルティングの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

なお、KPMG が DCF 方式を前提とした静銀経営コンサルティングの将来の利益計画については、大幅な増減益を見込んでおりません。

一方、仰星監査法人は、静岡銀行については市場株価が存在することから市場株価方式による算定を行い、静銀経営コンサルティングについては DCF 方式による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。また、下記の株式交換比率の算定レンジは、静銀経営コンサルティングの普通株式 1 株に割り当てられる静岡銀行の算定レンジを記載したものです。

なお、市場株価方式については、平成 24 年 4 月 25 日（以下「基準日」といいます。）を基準として、基準日の終値、平成 24 年 4 月 19 日から基準日までの 1 週間の終値平均、平成 24 年 3 月 26 日から基準日までの 1 ヶ月間の終値平均、平成 24 年 1 月 26 日から基準日までの 3 ヶ月間の終値平均及び平成 23 年 10 月 26 日から基準日までの 6 ヶ月間の終値平均に基づき算定いたしました。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
DCF 方式	162～215

仰星監査法人は、株式交換比率の算定に際して、静岡銀行及び静銀経営コンサルティングから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、仰星監査法人は静岡銀行、静銀経営コンサルティング及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。仰星監査法人による株式交換比率算定は、平成 24 年 4 月 25 日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、静銀経営コンサルティングの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、静銀経営コンサルティングの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、仰星監査法人が DCF 方式を前提とした静銀経営コンサルティングの将来の利益計画については、大幅な増減益を見込んでおりません。

(2)算定の経緯

静岡銀行は KPMG による分析結果を参考に、静銀経営コンサルティングは仰星監査法人の分析結果を参考に、それぞれ各社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案し、両社で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、本日最終的に上記 2. (3)記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

(3)算定機関との関係

KPMG 及び仰星監査法人はいずれも、静岡銀行及び静銀経営コンサルティングとは独立した算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(4)公正を担保するための措置

静銀経営コンサルティングは、静岡銀行の連結子会社であることから、株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、両社は個別に独立した第三者算定機関を選定し、株式交換比率の算定を依頼しました。第三者算定機関として、静岡銀行は KPMG に、静銀経営コンサルティングは仰星監査法人に、それぞれ株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果の報告をそれぞれ受けました。その後、両社はかかる算定結果を参考に、慎重に交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。

なお、両社は、共に第三者算定機関により株式交換比率の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

4. 株式交換の当事会社の概要（平成 24 年 3 月 31 日現在）

	株式交換完全親会社		株式交換完全子会社	
(1)名称	株式会社静岡銀行		静銀経営コンサルティング株式会社	
(2)本店所在地	静岡市葵区呉服町 1 丁目 10 番地		静岡市葵区呉服町 1 丁目 1 番地	
(3)代表者の役職・氏名	取締役頭取 中西 勝 則		代表取締役社長 鈴木 庸 夫	
(4)事業内容	銀行業		経営コンサルティング業	
(5)資本金	90,845 百万円		440 百万円	
(6)設立年月日	昭和 18 年 3 月		昭和 37 年 5 月	
(7)発行済株式数	685,129,069 株		28,000 株	
(8)決算期	3 月 31 日		3 月 31 日	
(9)大株主及び持分比率 (平成 23 年 9 月 30 日現在)	日本生命保険相互会社	4.34%	株式会社静岡銀行	46.25%
	明治安田生命保険相互会社	4.24%	静岡不動産株式会社	28.75%
	日本マスタートラスト	3.89%	静岡保険総合サービス株式会社	25.00%
	信託銀行株式会社（信託口）			
	日本トラスティ・サービス	3.74%		
	信託銀行株式会社（信託口）			
	株式会社三菱東京 UFJ 銀行	3.48%		
	第一生命保険株式会社	3.43%		
	東京海上日動火災保険株式会社	2.36%		
	住友生命保険相互会社	1.90%		
	三井住友海上火災保険株式会社	1.48%		
	第一三共株式会社	1.36%		

(10)最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円)

	静岡銀行 (連結)			静銀経営コンサルティング (単体)		
決算期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
純資産	652,515	719,069	714,180	2,335	2,398	2,368
総資産	9,114,742	9,040,330	9,442,019	2,376	2,456	2,394
1 株当たり純資産(円)	909.15	1,005.41	1,024.57	83,414.70	85,645.28	84,591.89
経常収益(営業収益)	232,218	214,479	209,014	271	292	148
経常利益	19,958	53,878	64,169	62	93	△53
当期純利益	13,012	32,755	36,155	41	57	△29
1 株当たり当期純利益(円)	18.64	46.92	52.92	1,469.04	2,058.77	△1,044.07

5. 株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1)名称	株式会社静岡銀行
(2)所在地	静岡市葵区呉服町 1 丁目 10 番地
(3)代表者の役職・氏名	取締役頭取 中 西 勝 則
(4)事業内容	銀行業
(5)資本金	株式交換に伴う異動はありません
(6)決算期	3 月 31 日

6. 今後の見通し

平成 25 年 3 月期当行連結業績への影響は本日公表の「特別利益(負ののれん発生益)の計上に関するお知らせ」のとおりです。

以 上